

事務処理フロー図

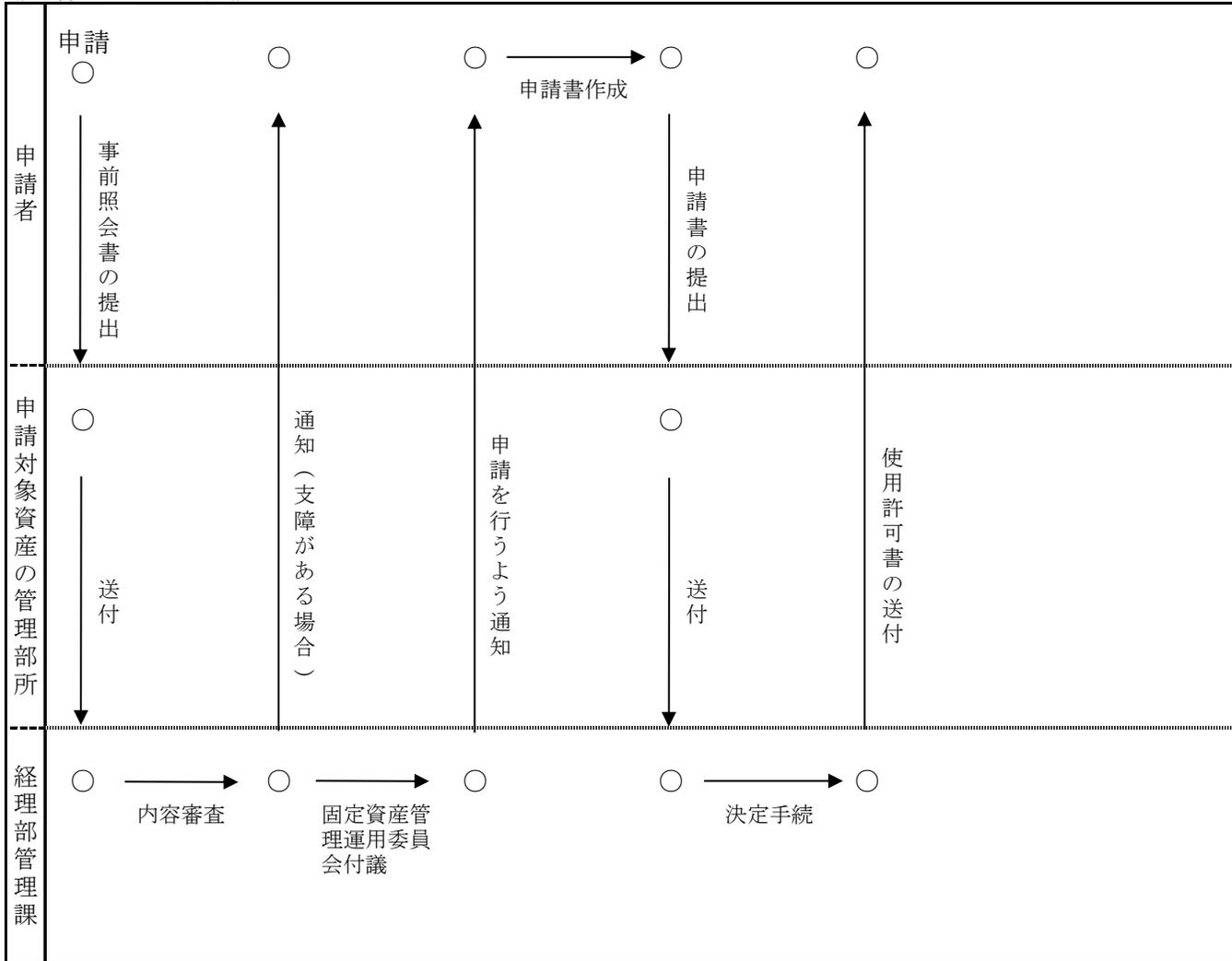
事務名	行政財産の使用料の減免(建物又は土地)
根拠法令	東京都水道局固定資産規程第40条

作成部署 水道局経理部管理課用地調整担当 電話03-5320-6388

標準処理期間計	60日
---------	-----

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	事前照会書の提出	事前照会書を申請対象財産の管理部署へ提出します。
2	内容審査	事前照会書の記載事項を確認の上、固定資産規程第40条に該当するか審査します。
3	通知	該当しない場合、理由を明記して申請者に書面で通知します。
4	固定資産管理運用委員会への付議	該当する場合で、特に重要な案件について審議します。
5	申請を行うよう通知	使用許可に支障のない場合、使用料減免申請書を提出するよう書面で通知します。
6	申請書の提出	使用料減免申請書を申請対象財産の管理部署へ提出します。
7	決定手続	使用許可について決定します。
8	使用許可書の送付	減免の通知は、使用許可書により申請者に送付します。